

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

**【重要】2月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください(その3)**  
(「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」の対象となる診療所向け 日医文書含む)

本会 令和8年1月29日付および2月12日付 連絡文書により、まだベースアップ評価料の届出をされていない医療機関に向けて、2月中の届出をお願いする文書を送信申し上げたところでございます。

本件は会員にとって大きなメリットとなる大変重要な事項であり、今般、本会より改めて再周知のご案内を申し上げます。

特に、2月13日 中医協答申により、令和8年6月改定後の外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の点数が以下のとおり示されております。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

初診料算定時

改定前【令和8年5月診療分まで】

6点

改定後【令和8年6月～令和9年5月診療分まで】

17点(令和8年度(令和8年4月)より算定する医療機関)

23点(令和7年度(令和8年3月)以前から算定している医療機関)

【令和9年6月～令和10年5月診療分まで】

34点(令和8年度(令和8年4月)より算定する医療機関)

40点(令和7年度(令和8年3月)以前から算定している医療機関)

再診料算定時

改定前【令和8年5月診療分まで】

2点

改定後【令和8年6月～令和9年5月診療分まで】

4点(令和8年度(令和8年4月)より算定する医療機関)

6点(令和7年度(令和8年3月)以前から算定している医療機関)

【令和9年6月～令和10年5月診療分まで】

8点(令和8年度(令和8年4月)より算定する医療機関)

10点(令和7年度(令和8年3月)以前から算定している医療機関)

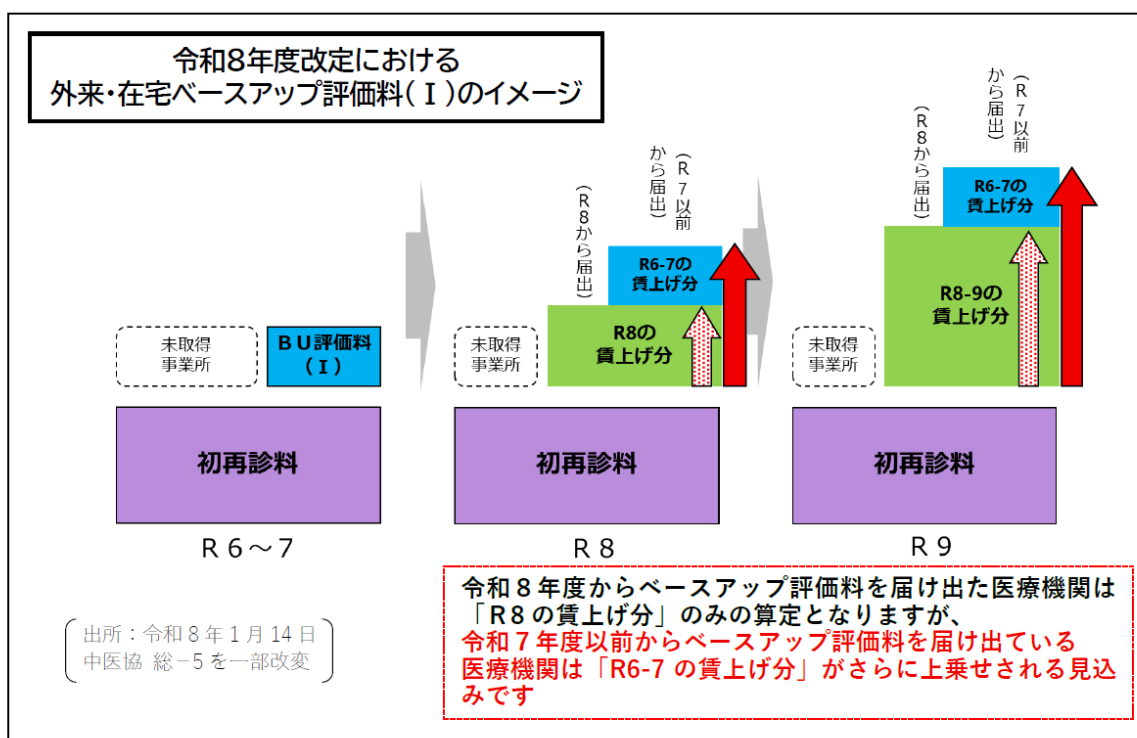
あわせて、日本医師会から今般、2月13日付けで、「2月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください（その3）（「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」の対象となる診療所向け）」文書が発出されております。すでに貴会あて直接連絡が届いておることと存じますが、本会からも改めてご連絡申し上げます。

ぜひとも、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 【2月中の「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」等の届出をお願いする理由（再周知）】

- ① 下図に示されるとおり、令和8年6月から施行される令和8年度診療報酬改定では、ベースアップ評価料が見直され、令和7年度以前から届け出ている医療機関と、令和8年度から届け出る医療機関では、算定できる点数に差が付く見込みです。



- ② 診療所が「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を届け出の際に必要な書類は、基本的には、直近1か月間の初・再診料等の算定回数を調べていただくだけで作成可能です。

また、事務職員であっても看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者や、パートの職員であっても、ベースアップ評価料による賃上げの対象とすることもできます。

日本医師会のホームページには、当該書類の作成方法を説明するスライドも掲載されておりますのでご活用ください（本会ホームページ 文書ライブラリ ID:1918 にも掲載しております）。

●大阪府医師会ホームページ 文書ライブラリ

<https://www.osaka.med.or.jp/documents/index>

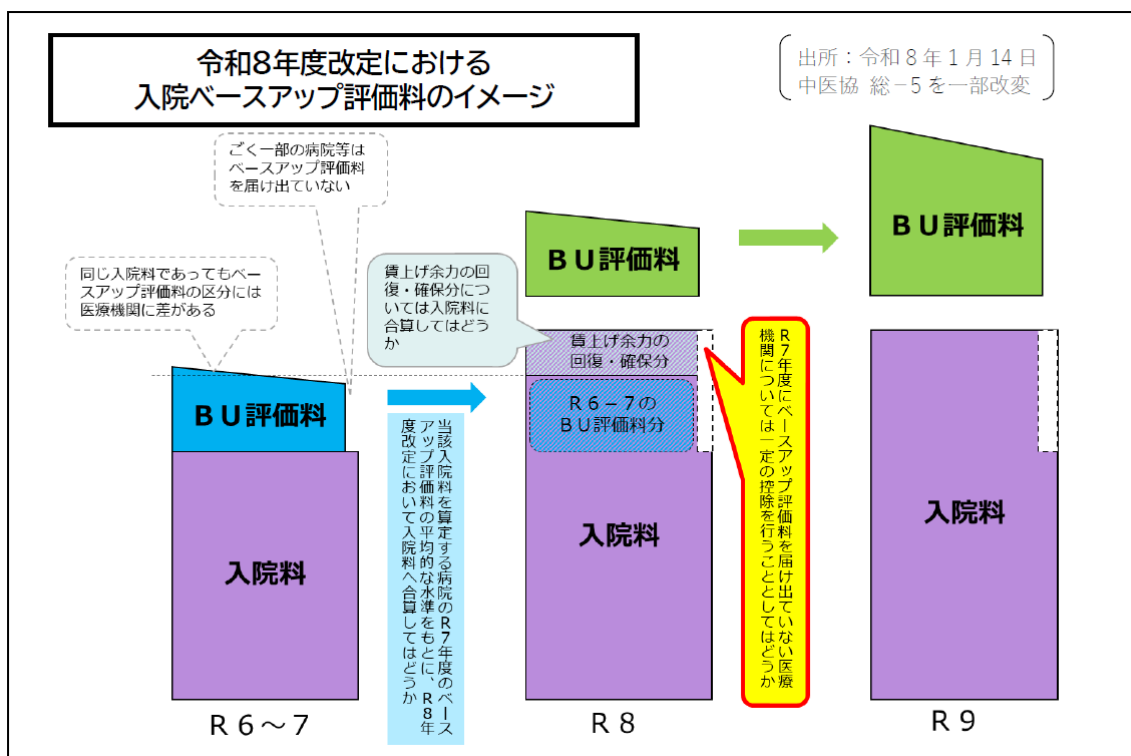


③ 国の令和7年度補正予算における賃上げ支援事業として、診療所であれば1施設当たり15万円、有床診療所であれば1床当たり7.2万円の給付金が支給されることになりました。

本事業の対象となる診療所は、原則として、令和8年3月1日時点で「ベースアップ評価料」を届け出ている診療所とされております。

(※上記事業では、賃上げ支援事業のみならず物価支援事業も講じられております。詳細については、本会 令和8年1月29日付 連絡文書「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について(「医療・介護等支援パッケージ」関係)」をご確認ください。)

④ また、病院においても、以下にお示しするとおり、令和8年度診療報酬改定では入院料の評価が見直され、令和7年度以前からベースアップ評価料を届け出ている医療機関と、令和8年度から届け出る医療機関では、算定できる点数に差が付く見込みであることから、まだ届出をされていない場合は2月中の届出をご検討ください。



**【2月中の「外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)」の届出をお願いする理由 (今般周知)】**

1. 外来医療または在宅医療を実施し、入院医療を実施していない診療所のうち、初・再診料の算定回数が少ないなどの理由から、評価料 (Ⅰ) のみでは賃上げに必要な資金を十分に確保できない一部の診療所に向けた点数として「外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)」があります。

※「外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)」の対象となる診療所は、「外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)」によって算定される点数の見込み額が、対象職員の給与総額の1.2%に満たない診療所です。

2. 令和8年6月に施行される令和8年度診療報酬改定では、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」の評価のあり方が見直され、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」を「①令和8年度から算定を開始する医療機関」と、「②令和7年度以前より算定している医療機関」とでは、算定できる点数に差が生じます。

＜令和8年度改定における「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」の見直し＞

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)		R8.6～R9.5	R9.6～
初診・訪問診療時	①令和8年度から算定を開始する医療機関	8～96点	8～192点
	②令和7年度以前より算定している医療機関	16～160点	16～256点
再診時等	①令和8年度から算定を開始する医療機関	1～12点	1～24点
	②令和7年度以前より算定している医療機関	2～20点	2～32点

3. 以上を踏まえ、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」の算定が可能な医療機関におかれましては、令和7年度中に評価料(Ⅱ)を算定することで、令和8年度以降、更なるベースアップも可能となることから、2月中の届出をご検討ください。

4. なお、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」の届出様式や、その作成方法等については、厚生労働省 ベースアップ評価料 特設ページ 掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

届出様式の記載例

【記載例】外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と(Ⅱ)を届け出る医療機関用 [540KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001551218.pdf>

『外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) & (Ⅱ) 届出医療機関用  
ベースアップ評価料の届出様式と賃金改善計画書の記載例』



をご参照ください。

以上

担当事務局：保険医療課 電話 06-6763-7001